

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和5年（2023年）3月22日現在）

1. 監査のテーマ

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

令和2年6月22日から令和3年2月15日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	33件	37件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	43件	49件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 デジタル戦略課	2	2 (100%)	0	0	0	0	7	7 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市経営部 経営計画課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市経営部 創造改革課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
福祉部 福祉指導監査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
福祉部 障害福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
福祉部 長寿社会政策課	13	13 (100%)	0	0	0	0	7	7 (100%)	0	0	0	0
福祉部 長寿安心課	17	17 (100%)	0	0	0	0	14	12 (86%)	2 (14%)	0	0	0
健康医療部 保険給付課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
健康医療部 保険資格課	2	2 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
健康医療部 保険収納課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	37	37 (100%)	0	0	0	0	49	47 (96%)	2 (4%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相 違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和5年3月22日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
一層の利用促進に向けた実施方法等の継続的な見直しについて	長寿安心課
事業の継続性について	長寿安心課

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和5年(2023年)3月22日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
監査の総括								
5	33	市が施設を所有する必要性の見直しについて	市が所有している施設の中には指定管理や業務委託等により外部の事業者に運営を委ねているものも多いが、運営を委ねられている団体の方が運営ノウハウを有しているものがある。特に、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかのように、市は建物の一部を区分所有しているものの、他の部分は指定管理者が所有しているような場合においては、市が施設を所有する形態を継続することの必要性を再検討し、将来的に施設を運営業者に譲渡すること等におけるメリットとデメリットとを洗い出し、その適否を検討されたい。		○	長寿社会政策課 (創造改革課)	永寿園とよなかについて、市の施設としてのあり方について検討を進め、令和4年6月に、政策会議において民営化することの審議を行い、市民のセーフティネットを維持・確保した上で取組みを進めることを確認しました。 今後の高齢者の状況を見込んだ多様化するニーズにあった質の高いサービスを提供できるよう、令和8年度からの民営化を協議するため、令和5年度から7年度の3年間の指定管理者を大阪府社会福祉事業団に指定しました。	措置済
施設の維持・運営に係る事業								
21	73	将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて	府事業団は、市の所有する土地の上に自ら建設した建物の中で、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの指定管理業務以外に独自の事業等を運営しており、府事業団が豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを自らの施設として運営することにより、運営コスト面等における相乗効果も期待できる。このため、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを市の公の施設として運営していく方法とともに、府事業団に施設等を譲渡することも選択肢となり得る。 豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを市の施設として存続する代わりに府事業団へ譲渡する場合のメリットとして、市にとっては、中長期的に施設の修繕等に伴う財政的負担を軽減できることがあげられ、府事業団にとっては、施設の効率的な運営や迅速な意思決定が可能になることが期待される。 一方、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかには、市の施設として市民に対するセーフティネットすなわち緊急時の入所先としての機能の確保といった面もあることから、譲渡の時期及び譲渡価額の水準等も含めて、先ずは将来にわたる多角的な検討課題を洗い出す必要があると考える。 いずれにしても、今後の方向性の一つとして、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを市の施設として存続させるという選択肢に加え、豊中市の区分所有部分及び貸与備品を府事業団に譲渡し、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの設置主体を府事業団に変更することも検討されたい。		○	長寿社会政策課	永寿園とよなかについて、市の施設としてのあり方について検討を進め、令和4年6月に、政策会議において民営化することの審議を行い、市民のセーフティネットを維持・確保した上で取組みを進めることを確認しました。 今後の高齢者の状況を見込んだ多様化するニーズにあった質の高いサービスを提供できるよう、令和8年度からの民営化を協議するため、令和5年度から7年度の3年間の指定管理者を大阪府社会福祉事業団に指定しました。	措置済
22	73	市民入所率の取扱いについて	市は、「豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営業務サービス水準合意書(SLA)」の中で、豊中市民入所率について確保すべきサービスレベルを70%(年平均)と定めている。令和元年度において70%を達成していたのは4月のみであったが、家族による養護や地域包括ケアシステムが有効に機能し、市民の中で「居宅において養護を受けることが困難な人」が減少しているならば、今後も市民入所率70%以上を確保する必要性は低くなるものと考えられる。市民入所率70%という目標値について、今後も引き続き目標とすべき水準なのか、将来的な見通しも踏まえて、必要に応じて見直ししていくことが望まれる。		○	長寿社会政策課	令和4年8月に開催した豊中市養護老人ホーム永寿園とよなか指定管理者選定評価委員会において、「豊中市民入所率について確保すべきサービスレベル」の審査項目について、70%から50%に見直し、令和5年度から7年度の指定管理者を選定しました。	措置済
28	98	事業の継続性について	当事業においては利用者の減少に加え、利用者の固定化という問題も発生している。代替的な事業として「通いの場」や「ぐんぐん元気塾」も用意されていることから、それらへのシフトの可否もふくめ、当事業の継続について再度慎重に検討することが望まれる。		○	長寿安心課	令和4年5月から、「街かどデイハウス介護予防教室」について事業者ヒアリングを実施しました。ヒアリング結果をふまえ当該事業は令和4年度で終了します。	措置済
30	110	最低制限価格制度の運用について	最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第167条の10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。本件の場合、最低制限価格をわずかに下回る金額で応札し失格した事業者や最低制限価格に近い金額で応札し失格となった事業者が存在するが、その者に契約の内容に適合した履行ができないおそれがあったとは考えられない。 無論、本事業は市の最低制限価格制度の運用規則に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ない。しかし、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていないことも事実である。現在、市においてはダンピング防止の観点から最低制限価格制度を是として運用していることを問うものではないが、今後、過去にこのような入札結果になった事案やその類似事案については、最低制限価格制度に限定することなく、契約の内容に適合した履行を確保しつつ競争性を発揮できるような入札方法について、国の動向や他市の事例を参考に調査研究されたい。		○	契約検査課	現行の最低制限価格制度のもと運用するとともに、同制度の新たな展開について、国の動向や他市の事例を注視しながら調査研究を行いました。 令和5年3月、低入札価格調査制度の制度設計を完了し、令和5年4月から運用します。	措置済
31	114	最低制限価格制度の運用について	NO.30と同様		○	契約検査課	現行の最低制限価格制度のもと運用するとともに、同制度の新たな展開について、国の動向や他市の事例を注視しながら調査研究を行いました。 令和5年3月、低入札価格調査制度の制度設計を完了し、令和5年4月から運用します。	措置済